

岩手県告示第850号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸三陸海岸越喜来地区海岸及び岩手県三陸南沿岸三陸海岸越喜来地区海岸下甬嶺地先海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成27年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也